

## ○吉野川市有料広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市が所有する広告媒体に掲載する有料広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (広告媒体)

第2条 広告媒体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市が発行する広報紙
- (2) 市のホームページ
- (3) ごみ指定袋
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が広告掲載を適当であると認めたもの

### (広告掲載の条件)

第3条 広告の掲載位置、規格、掲載料等は、広告媒体ごとに定めるものとする。

### (広告掲載の範囲)

第4条 広告媒体に掲載する広告の内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの又はその疑いのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はその疑いのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人、団体等の意見広告又は名刺広告
- (7) 誇大、虚偽等の内容を表示するもの又はその疑いのあるもの
- (8) 誤認される内容を表示するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (10) その他広告媒体に掲載する広告として不適當であると市長が認めるもの

### (広告掲載希望者)

第4条の2 広告の掲載を希望することができる者(次条第3項において「広告掲載希望者」という。)は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定の適用を受けるもの又はこれに類似するもの
- (2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)の規定の適用を受けるもの

- (3) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定の適用を受けるもの
  - (4) 刑法(明治40年法律第45号)に規定する賭博及び富くじを行うもの
  - (5) 法令に定めのない医療類似行為を行うもの
  - (6) 社会問題を起こしているもの
  - (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更正手続中のもの
  - (8) 吉野川市建設業指名停止措置要綱(平成16年吉野川市告示第66号)の規定に基づく指名停止その他市の公共事業に参加できない旨の措置等を受けているもの
  - (9) 市に納付すべき税等を滞納しているもの
- (広告掲載の募集)

第5条 広告枠に掲載することができる広告の募集は、広報よしのがわ、市のホームページ等の広告媒体で公募することとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

3 市長は、募集を行うに当たり、広告掲載希望者となり得る民間企業等及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、広告媒体ごとに定める取扱要領に規定する広告掲載申込書に必要な事項を記入し、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による広告掲載の申込みがあった場合において、必要と認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

(広告掲載決定順序)

第7条 掲載申込みのあった広告(第4条各号に該当しないものに限る。)が、広告媒体の広告枠の数を超える場合は、次に定める順序により掲載する広告を決定する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 公共的団体、公団、公益社団法人及び公益財団法人並びにこれらに類するもの
- (2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの
- (3) 前号に掲げるもの以外の私企業又は自営業者で市内に事業所等を有するもの
- (4) その他の私企業又は自営業者等

- 2 前項の規定に基づく順序が同じ広告が複数ある場合は、掲載希望月数の多いものを先順序とする。
- 3 前2項の規定によっても順序が同じ広告が複数あることにより、掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、第6条の規定による掲載の申込みがあったときは、第4条、第4条の2及び前条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

- 2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、申込者に対し、その決定の内容を吉野川市有料広告掲載決定通知書(様式第1号)又は吉野川市有料広告非掲載決定通知書(様式第2号)により通知しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第9条 前条第2項の規定により広告掲載決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに広告掲載料を一括して納付しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他の手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

- (1) 広告掲載の決定の日以後に広告主が第4条の2第1号から第9号までのいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 指定された期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3) 指定された期日までに広告主が広告原稿を提出しなかったとき。

- 2 市は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。この場合において、既納の広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載の取りやめの申出)

第11条 広告主は、広告掲載取りやめ申出書(様式第3号)の提出により、広告媒体への広告掲載の取りやめを申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、掲載した広告を削除するものとする。
- 3 前2項の規定により広告掲載を取りやめた場合であっても、広告主は、広告掲載料の返還を求めることはできない。

(広告掲載料の返還)

第12条 広告掲載の決定後において、広告主の責めに帰することができない理由により広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を広告主に全額返還する。

2 広告の掲載期間中に、広告主の責めに帰することができない理由により、広告を掲載することができなかつた場合は、掲載できなかつた期間に応じ、広告掲載料を返還する。この場合において、1月に満たない端数がある場合の当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割りとし、1円未満は切り捨てるものとする。

3 広告が掲載できなかつた期間は、広告が掲載できないと市が確認した日から起算する。

4 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月23日から施行する。